

■關於獨立行政法人改革

(1) 獨立法人通則法部分修正之概要

日本於 2014 年 9 月 2 日通過「獨立行政法人通則法」修正案，於 2015 年 4 月 1 日正式施行。此次修正內容，①依據業務特性，分類獨立行政法人，②PDCA 管理循環，機能性目標與評價，③法人內外改善業務營運組織，④強化研究開發力。

(2) 分類範疇

①依據業務特性，分類獨立行政法人

(從原先全法人適用條例，依據業務目標特性，設立三大分類)

a. 中期目標管理法人

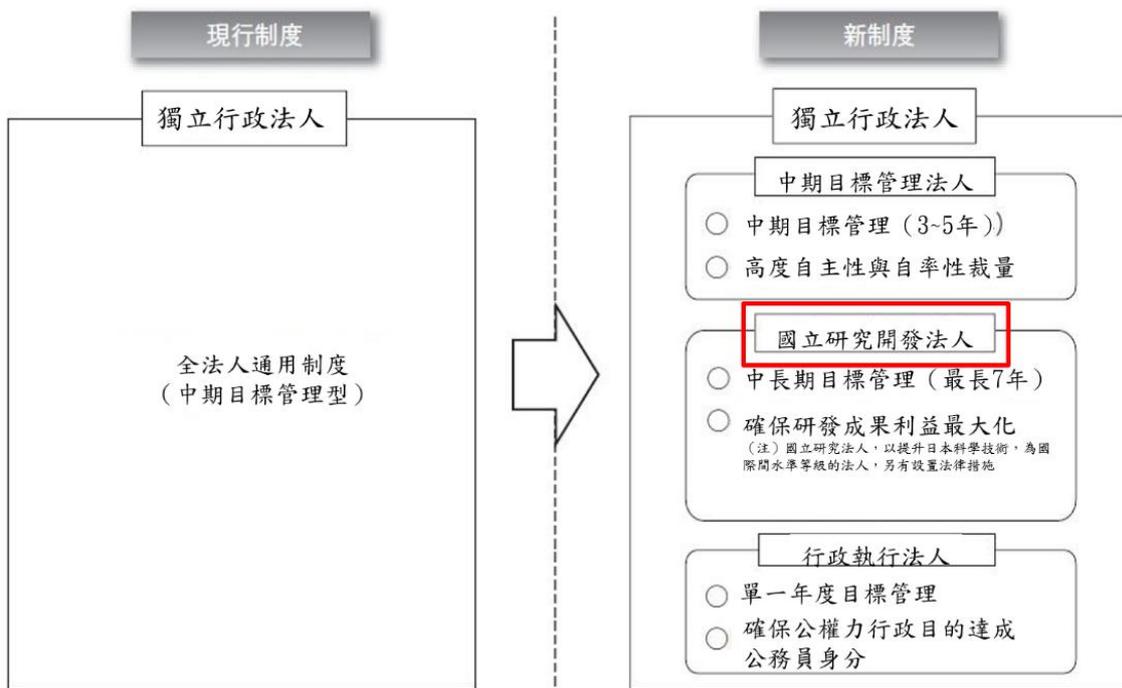
依據修改過後的「獨立行政法人通則法」第 2 條第 2 項，以公共事務事業之提供為導向，具有高度自主性與自律性，由主管部會訂定 3~5 年之中期目標執行。

b. 國立研究開發法人

依據修改過後的「獨立行政法人通則法」第 2 條第 3 項，以學術發展為導向，由主管部會訂定 5~7 年之中長期目標執行，以提升日本科學科技及國民經濟，確保研發成果最大利益化。

c. 行政執行法人

依據修改過後的「獨立行政法人通則法」第 2 條第 4 項，以公權力行使為導向，必須為公務員身分，為單一年度目標管理執行，以確保公權力行政目的達成。



資訊來源：獨立行政法人改革について～3 度目の国会提出で成立した独立法人通則法改正法案を中心に

(財務省) P16-17 https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/201409d.pdf

(3) 獨立行政法人分類-第 186 回通常國會提出之整備法案(農林水產省部分)

a. 中期目標管理法人：種苗管理中心、家畜改良場、農畜產業振興機構、水產大學校、農業者年金基金、

農林漁業信用基金

b. 国立研究開発法人：農業與食品産業技術研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、水産綜合研究中心、國際農林水産業研究中心、森林綜合研究所

c. 行政執行法人：農林水産消費安全技術中心

*農業與食品産業技術綜合研究與農業生產資源研究所、農業環境技術研究所、種苗管理中心預計統合；以及水産綜合研究所與水産大學校預計統合。

図表「独立行政法人の分類について」（第186回通常国会提出の整備法案ベース）

中期目標管理法法人 (60法人)		国立研究開発法人 (31法人)	
内閣府	北方領土問題対策協会	内閣府	日本医療研究開発機構
消費者庁	国民生活センター	総務省	情報通信研究機構
総務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	文部科学省	物質・材料研究機構、防災科学研究所、放射線医学総合研究所、科学技術振興機構、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、海洋研究開発機構、日本原子力研究開発機構
外務省	国際協力機構、国際交流基金	厚生労働省	医薬基盤・健康・栄養研究所、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター
財務省	酒類総合研究所	農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、水産総合研究センター、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所 ※農業・食品産業技術総合研、農業生物資源研、農業環境技術研及び種苗管理センターは統合予定、水産総合研と水産大学校は統合予定
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教員研修センター、大学入試センター、国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会、日本学術振興会、日本スポーツ振興センター、日本学生支援機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター ※大学評価機構と財務・経営センターは統合予定	経済産業省	産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構
厚生労働省	労働安全衛生総合研究所、労働者健康福祉機構、勤労者退職金共済機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、地域医療機能推進機構（六）、年金積立金管理運用独立行政法人 ※労働安全研と労働者健康福祉機構は統合予定 ☆地域医療機能推進機構については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「地域医療に対する医療法体系に基づく国の役割を踏まえ、将来的には、地域における医療機能の状況に配慮しつつ、地域医療機能推進機構に対する国の関与をなくす方向で検討する」とされている	国土交通省	土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所 ※海上技術安全研、港湾空港技術研及び電子航法研は統合予定
農林水産省	種苗管理センター、家畜改良センター、農畜産業振興機構、水産大学校、農業者年金基金、農林漁業信用基金	環境省	国立環境研究所
経済産業省	経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、日本貿易保険、日本貿易振興機構、情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構 ※日本貿易保険は特殊会社化の予定	行政執行法人 (7法人)	
国土交通省	交通安全環境研究所、自動車検査独立行政法人、航海訓練所、海技教育機構、航空大学校、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、都市再生機構、奄美群島振興開発基金、日本高速道路保有・債務返済機構、住宅金融支援機構 ※交通安全環境研と自動車検査独立行政法人は統合予定、航海訓練所と海技教育機構は統合予定	内閣府	国立公文書館
環境省	環境再生保全機構	総務省	統計センター
		財務省	造幣局、国立印刷局
		農林水産省	農林水産消費安全技術センター
		経済産業省	製品計画技術基盤機構
		防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構

資訊來源：独立行政法人改革について～3度目の国会提出で成立した独立法人通則法改正法案を中心に

(財務省) https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/201409d.pdf

(4) 案例説明

1. 中期目標管理法法人-家畜改良中心

① 家畜改良中心組織



②家畜改良中心主要業務

依據「獨立行政法人通則法」(1999年法律103號)第29條規定，以國家制定中期目標，執行以下業務。

1. 家畜改良以及飼養管理的改善
2. 飼料作物的増殖與種苗的生產與供給
3. 飼料作物種苗的檢查
4. 調查研究
5. 教育訓練與指導
6. 家畜改良增值法檢查
7. 牛可追溯性法事務
8. 中心的人材、資源的外部支援

2. 國立研究開發法人-農研機構

①農研機構名稱變更

資訊公開日：2015年4月1日(星期三)

由於「獨立行政法人通則法」部分相關法規的修正案通過(2014年法律第67號)，於2015年4月1日起正式施行。同日，農研機構名稱正式從「獨立行政法人農業與食品產業技術綜合研究機構」，變更為「國立研究開發法人農業與食品產業技術綜合研究機構」，特此通知。(原文如下圖)

農研機構について

イベント・セミナー

研究情報

品種・特許

産学官連携

ホーム > トピックス一覧 > 本部 > 農研機構の名称変更について

トピックス詳細

農研機構の名称変更について

情報公開日:2015年4月 1日 (水曜日)

平成27年4月1日付けで、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第67号)が施行されたことに伴い、同日をもって、農研機構の名称が「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」から「**国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構**」に変更となりましたので、お知らせ致します。

② 農研機構組織

農研機構の中には14の研究所等があり、食料・農業・農村に関する研究活動を行っています。

- ・ 中央農業総合研究センター
- ・ 野菜茶業研究所
- ・ 食品総合研究所
- ・ 九州沖縄農業研究センター
- ・ 作物研究所
- ・ 畜産草地研究所
- ・ 北海道農業研究センター
- ・ 生物系特定産業技術研究支援センター
- ・ 果樹研究所
- ・ 動物衛生研究所
- ・ 東北農業研究センター
- ・ 農村工学研究所
- ・ 農村工学研究所
- ・ 近畿中国四国農業研究センター

③ 農研機構主要業務

農研機構，第3期中期目標期間為(2011~2015年度)，以「農林水産研究基本計画」與「農林水産研究原爆事故因應策略」為新型研究計劃目標，推動以下三大業務，解決糧食農業村等問題，以符合國民期待，貢獻於社會。1. 「農林食品産業技術相關研究」、2. 「促進生物系特定産業基礎研究與支援民間研究」、3. 「促進農業機械化之高性能農業機械的開發與改良、檢查與鑑定」

④ 農研機構預算

農業技術研究業務 46,672 百萬日圓

基礎的研究業務 9,324 百萬日圓

民間研究促進業務 171 百萬日圓

特例業務 31 百萬日圓

農業機械化促進業務 1,845 百萬日圓

合計 58,022 百萬日圓

(詳細請參閱下圖-2014年度預算)

平成26年度予算 (単位:百万円)**農業技術研究業務**

予算内訳

科目	金額(百万円)
前年度からの繰越金	3,670
運営費交付金	36,179
施設整備費補助金	298
受託収入	6,249
諸収入	275
合計	46,672

基礎的研究業務

予算内訳

科目	金額(百万円)
前年度からの繰越金	8,014
運営費交付金	1,307
施設整備費補助金	0
受託収入	0
諸収入	3
合計	9,324

民間研究促進業務

予算内訳

科目	金額(百万円)
運営費交付金	0
施設整備費補助金	0
出資金	0
業務収入	222
受託収入	0
諸収入	122
合計	344

特例業務

予算内訳

科目	金額(百万円)
運営費交付金	0
施設整備費補助金	0
貸付回収金等	18
業務収入	0
受託収入	0
諸収入	12
合計	31

特例業務

予算内訳

科目	金額(百万円)
運営費交付金	0
施設整備費補助金	0
貸付回収金等	18
業務収入	0
受託収入	0
諸収入	12
合計	31

農業機械化促進業務

予算内訳

科目	金額(百万円)
前年度からの繰越金	37
運営費交付金	1,577
施設整備費補助金	103
受託収入	17
諸収入	110
合計	1,845

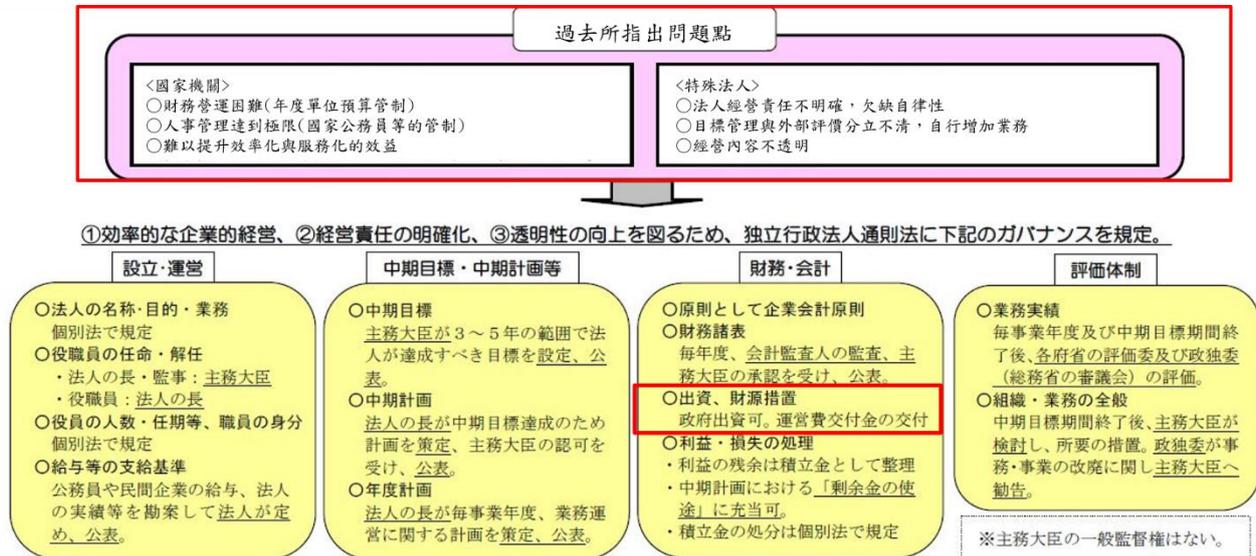
総計	58,022
----	--------

※百万円未満を四捨五入しているため、合計とは端数において合致しないものがあります。

資料來源：農研機構：

<https://www.naro.affrc.go.jp/topics/laboratory/naro/057056.html>

■ 舊制独立法人通則法問題点



資料來源：独立行政法人改革のこれまでの経緯と現状について(内閣官房) 2013年2月28日 http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/doppou_kaikaku/dail/siryous3-1.pdf

獨立行政法人在制度上與營運上主要問題點①

組織管理

- 主管首長對於法人參與薄弱，想法難以反應在政策施政上

<問題事例>

- 駐留軍等勞務管理機構が、法律に違反して平成20年2月に事務所を東京都から神奈川県に移転したため、平成20年9月に防衛大臣からは是正要求を行ったが、平成23年2月まで改善されなかった。

- 組織内部操作機制缺乏客觀性

<問題事例>

- 理化学研究所の主任研究員が、民間企業と共謀して架空取引を行い法人に損害を与えた。（平成16～20年度に合計1,172万円。主任研究員が背任罪の容疑で平成21年9月逮捕）

財政管理

- 無法正確估計出營運補助金預算

<問題事例>

- 新エネルギー・産業技術総合開発機構等は、運営費交付金の算定に当たって控除される自己収入のうち、利息収入等の額を実績値より低く見積もっていたと会計検査院から指摘がなされた。

- 残留不必要法人的金融資産

<問題事例>

- 平成22年通則法改正により、中期目標期間の途中においても主務大臣が認める場合は不要資産の国庫納付を行うこととされたが、労働者健康福祉機構では、一つの勘定に生じていた余剰金（他の勘定では使用できないもの）約16億円が、機構全体で欠損が生じていたことにより法人内で留保していたことが会計検査院の検査により判明、国庫納付を行った。

獨立行政法人在制度上與營運上主要問題點②

目標與評價

- 未設定具體目標，停留在定性目標上

<問題事例>

- 人材育成分野の目標に関し、水産大学校は「就職割合が75%以上確保」と明確に設定されている一方、海技教育機構は「就職率を維持・向上」と定性的に設定。

- 未設定具體目標，停留在定性目標上

<問題事例>

- 平成17、18年度の林道整備事業の発注に関し、緑資源機構主導の談合事件が発覚（平成19年5月職員逮捕）。平成18年度の実績評価で、効率化による経費抑制をa評価（達成割合90%以上。評価基準はa+, a, b, c, dの5段階）。

透明性與說明責任關係

- 存留不必要的實質資産

<問題事例>

- 国立病院機構において、全国の病院が抱える不動産のうち、37病院で3年以上有効活用されていない土地（帳簿価格：67億円）があったと会計検査院から指摘がなされた。

- 會計處理的相關規定不夠周詳

<問題事例>

- 水産大学校、海技教育機構、航空大学校は、業務と運営費交付金との対応関係が明らかであるのに、業務達成基準ではなく費用進行基準を採用していると会計検査院から指摘がなされた。

資訊來源：獨立行政法人改革のこれまでの経緯と現状について(内閣官房) 2013年2月28日 http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/doppou_kaikaku/dail/siryoush-1.pdf

■独立行政法人營運補助款制度

独立行政法人營運補助款制度(③修正案)

修正案

●増進財務營運合理性、責任歸屬與透明化

- 交付金を適切かつ効率的に使用する責務を明記（通則法）
- 法人の事業別の予算の積算（見積り）やその執行実績を明らかにし、積算と実績が相当程度乖離している場合には、その理由を説明する（省令、運用）

●増加法人本身經營組織的實績

- 自己収入の増加分のうち一定割合は交付金の算定の際に控除しない（運用）
- 目標を上回った自己収入の増加や交付金の節減努力による利益の一定割合は經營努力と認める（運用）。主務大臣承認・財務大臣協議の迅速化
- 一定の合理的理由が認められる場合には、中期目標期間を超える繰り越しを認める（運用）
- 事業別に区分された情報を充実するとともに、事業と運営費交付金との対応関係を明らかにすることにより原則として業務達成基準を採用する（会計基準）

①運営費交付金の算定（運用等見直し：算定の柔軟化・精緻化）

- ・概算要求時及び年度計画に、事業別の予算の積算（見積り）を添付（省令、運用）
- ・自己収入の目標を可能な限り具体化・定量化（經營努力により自己収入の増加が見込まれる法人）（運用）
- ・自己収入の増加分のうち、經營努力の寄与度合いが高い部分の一定割合（例えば5割）は交付金の算定の際に控除しない（運用）
- ・事業別の予算の執行実績を事業報告書に添付し、予算の積算と執行実績に相当程度の乖離がある場合にその理由を明示（省令）



※これらの見直しにより、国の予算における「成果重視事業」(定量的な目標を立て、厳格な検証、予算執行の弾力化を経て、効率化効果を予算に反映)と同様の効果が得られる

②經營努力認定（運用見直し：柔軟化）

- ・新規性や対前年度比増を求めることなく、業務と交付金の対応関係を明らかにした上で、目標を上回った自己収入の増加や交付金の節減努力による利益の一定割合（例えば5割）を經營努力と認め、目的積立金化（主務大臣承認、財務大臣協議）
- ・目的積立金を有効活用するため、主務大臣承認・財務大臣協議に要する期間を迅速化する

③中期目標期間を超える繰越し（運用見直し：柔軟化）

- ・現行の基準のほか、中期目標期間の最終年度における經營努力に相当する額や他動的要因により期間中に使用できなかった額など、一定の合理的理由がある場合に繰越しを認める（主務大臣承認、財務大臣協議）

資訊來源：独立行政法人制度の見直しについて(財政規律、情報公開、報酬、給与)
(内閣官房) 2013年4月2日

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/doppou_kaikaku/dai3/siryoul-1.pdf